

万葉集巻十四における清濁表記

鶴, 久

<https://doi.org/10.15017/12203>

出版情報 : 語文研究. 29, pp.10-28, 1970-11-30. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

万葉集卷十四における清濁表記

鶴

久

先に、古事記年報（十三）所載の拙稿において、上代中央語と東国語における清濁相違の事例として、地名「葛飾」・名詞「手児」をあげ、中央語のカツシカ・テコに対して東国語はカツシカ・テゴであったことを考察したのであるが、かかる例は、「葛飾」「手児」にとどまらないやうに思はれる故、本稿では万葉集卷十四における清濁表記の考察と併せて、上代の中央語と東国語における清濁の相違から東国語の音韻的背景等而言及してみたいと思ふ。

二

東路のてこのよび坂古要我祢て山にかもねもやどりはなしに
(三四二)
劔刀身にそふ妹を等里身我祢ねをぞ泣きつるてこにあらなく
(三四五)
ひろはしを宇馬古思我祢て心のみ妹がりやりて吾はここにし

て(三五三八)

の「我祢」は中央語では、「とどみ迦祢(五八〇四)」「とどみ加祢(五・八七五)」「しのび加祢つも(七・三九四)」「おもひ加祢つる(三・四九七)」「忘れ可祢つも(七・三五三、三六八、六三六)」「とどみ可祢つも(五・〇五)」「飛立ち可祢つ(五・八五三)」「慰め可祢て(五・三六〇)」「思ひ可祢て(五・三六九)」「思ひ可祢つ(九・四九四)」「とどめ可祢つも(九・四六〇、四三四)」「待てど待ち可祢(九・四三三)」「岩かき加泥て(記・下)」「妻まき迦泥て(記・上)」「妻まき哥泥て(紀・十七)」の如く、例外なく「迦祢」「加祢」「可祢」「哥泥」とかは清音仮名で表記されてをり、清音カネであったと推定される。したがって、中央語の事例に照合した場合、前記東歌の三例「我祢」もカネを表示したものでないかと思われる。といふのは、東国語でも

あらそひ可祢て(三四五六)
吾をまちて可祢て(三五六一)
おもひ可祢つも(三四七五・三五二八)

の如く清音表記した事例が別に存在してゐるからである。されば、この点に關しての従來の解釈は二つに分れてゐる。一つは、東歌の我祢はカネを濁音文字で表記した清濁表記の混淆と見なして、カネと訓むのであり、他の一つは、卷十四における濁音仮名はあまり清音表記には用ゐないといふ見通しから、濁音仮名で表記してある場合は濁音に訓み、清音仮名で表記してあれば清音に訓むといふ立場である。つまり、「我祢」はカネと訓み、前記四例の「可祢」だけはカネと訓まうといふのである。しかしながら、前者は卷十四の清濁表記を明確にせぬ以上、「我祢」を清音に当てたものか否かは明確ではなく、一種の想像にすぎなくなる。他方、後者も亦卷十四の清濁表記が明白に区別されてゐることを実証しない限り、説得力はないと思はれる。事實、古事記年報(十三)の拙稿で考察した地名カヅシカの事例を参照していただければその間の事情はよく理解できるであらう。清音仮名「都」でカ都シカと表記してあつても、濁音仮名「豆」で表記した場合と同じくカヅシカと施訓すべきであることを考慮すれば、濁音仮名「豆」を清音表記に用ゐられた確例が皆無であること、清音仮名を清濁に両用することはあつても、濁音仮名を清音表記に用ゐることはツ音のみでなく他の音節にも確例が見られないことと相俟つて、卷十四の「我」は古写本の異同等を考慮して百四十例すべてがの表記に用ゐられてをり、前掲の「我祢」三例だけをカネとは訓み難い。もし、「我祢」三例を中央語の事例によつてカネであるとすれば、この三例のみが「我」字を清音に用ゐた、いはば清濁表記の違例となる。しかし、卷十四の清濁表記からして「我祢」だけが清音で

ある理由が説明できない。むしろ、地名カヅシカの表記事例から考慮して、「我祢」も中央語カネに対する東国語と見られなくはない。そして、清音仮名で表記された「可祢」四例もカネでなくガネである可能性が強い。全註釈が、我が濁音仮名であることによつて、「我祢」をガネと訓んだものはたして濁音に発声したか不明」としたのは、中央語のカネの事例に、同じ東歌に四例の可祢が存在することを加味してのことであらうと忖度はされるが、これは卷十四における文字用法と他の音節における清濁表記例からして首肯できないやうである。北条忠雄博士は高著「上代東国方言の研究P305-306」において、ガネガテニとカネ・カテニは両者並存してゐたと見られてゐるが、それは中央語の共存を考慮した場合、即ち集中全体から考へた場合のみ可能なのである。ただし、北条博士は考へ方の可能性として「東国語はすべてガテニ・ガネと濁音化してゐるのではないか」とも述べてゐられる。地名カヅシカの事例を參看し、後述する卷十四の清濁表記を考察すれば、ガネ・カネはカヅシカ、カヅシカ、テゴ、テコと同様、東国語における濁音と中央語における清音の一例とすることができさうである。

とすると、ガネ・カネと語意を同じくするかと見られる「カテニ」「カテヌ」も当然問題になるであらう。カテは中央語では、例へば、

まぢ迦^{カテニ}加^{カテニ}尔^{カテニ}せし(五・八四五)

過ぎ加^{カテニ}加^{カテニ}奴^{カテニ}かも(五・八八五)

わが立ち可^{カテニ}氏^{カテニ}祢^{カテニ}(十九・四二三四)

出で立ち加^{カテニ}加^{カテニ}尔^{カテニ}(二十・四三九八)

別れ加^か弓^{ゆみ}と(二十、四四〇八)

の如く、清音仮名加・迦・可で表記されてをり、カテニ・カテヌであつたと見なされる。加へて、東国語における事例も

行き加^か弓^{ゆみ}かも(二十・四三四一 駿河国防人歌)

の如き、カテヌとおぼしき例が見られるため、

(1)筑波^{つくは}ねの嶺^のろにかすみ^る須^す宜^い可^か提^て尔^にいきづく君^{きみ}を^をる^るねてや
らさね(三三八八 常陸)

(2)上毛^{かみけ}野^のいかほの嶺^のろに降^ふる雪^{ゆき}の遊^{あそ}吉^{きち}須^す宜^い可^か提^て奴^に妹^{いも}が家のあ
たり(三四二三 上野)

(3)赤駒^{あかこま}が門^{かど}出^でをしつつ伊^い弓^{ゆみ}可^か天^{てん}尔^にせしを^を見た^みたてし家^{いへ}の子^こらは
も(三五三四 末勸国)

も、清音仮名可で表記されてゐることによつて、カテニと清音と見なすのが最近の傾向である。カテはカツの未然形であり、語源的にもカテが本来の姿と見なされるからである。全註釈が(1)(3)を濁音ガテニと訓み、(2)だけをカテヌと清音に訓んでゐるのは、カテヌとカテニが連濁等の關係で清濁に差異が生じたものと考へたのであらう。つまり、ガテニの用例は左にもあけるやうに存在するが、カテヌは清音の事例に限られて、濁音のガテヌが見出されないからであらう。しかし、東国語においてガテニ・カテヌと両者に清濁の差異を見出さねばならない必然的理由はない。もし、ガテニを濁音とすれば、例へば、新校の如くガテヌも濁音として差支へなからう。

うべなうべな君^{きみ}待^{まち}ち賀^が多^た尔^にわが着^けせるおすひの裙^{すそ}につき立た
なむよ(記・中)

春^{はる}されば我家^{わがや}の里^のの川^が門^{かど}には鮎^{あは}子^こさ走^はる君^{きみ}待^{まち}ち我^{わが}尔^に(五・八五九)

の事例から判断すると、中央語においてもすでにガテニの濁音化は見られる。そして東歌にも

相^あ見^みては千^ち歳^{さい}や去^きぬる否^{いな}をかもあれや然^{しか}思^もふ君^{きみ}ま^ち我^{わが}尔^に
(三四七〇)

のやうに、ガテニの用例が見られる。ただし、この歌には「柿本人麿^{かきふみ}呂^ろ歌^か集^{しふ}出^で也」の註があり、

相^あ見^みては千^ち歳^{さい}や去^きぬる否^{いな}をかもあれや然^{しか}思^もふ待^{まち}公^{こう}難^{なん}尔^に(十
一、二五三九)

の歌と同歌と見なされる点から、純粹に東国語の例とされないかもしれない。しかし、前述したやうに、我^{わが}尔^には卷^{まき}十四^{じゅう}では濁音節ガテニと訓むのは、極めて自然な施訓の方法であり、少くとも東歌として採録される場合にはガテニであつたのではないか。

「難^{なん}尔^に(十一、二五三九)」がカテニであつたか、ガテニであつたかは一応おくとしても、東国で流布されてゐた限りではガテニと濁音であつたと見るのが穩当であらう。したがつて、前記(1)(2)(3)の可^か提^て・可^か天^{てん}ははたして清音であつたか否^{いな}か疑^{うたが}はしくなつてくる。たとへ、中央語ではカテニ・カテヌと清音であつたとしても、カネ・ガネ、カツシカ・カツシカの如き、中央語における清音が東国語では濁音語である場合があり、ガテニ、ガテヌもその例である可能性がなくもない。それでは前掲した卷二十の駿河国防人歌の「由^ゆ伎^ぎ加^か弓^{ゆみ}努^に加^か毛^{もう}(四三四一)」はどう処置すべ

準じるものである。

きであらうか。カテヌと施訓する限り、東国語においても清音カテヌを認めねばならない。しかし、さう断定するのは速断にすぎよう。駿河国防人歌では必ずしも清濁を明確に表記し分けではないからである。清音仮名を清濁に両用する傾向があり、「加弓努」はカテヌと断定できないのである。「於米加波利勢受（四三四二）」のやうに、加をカに当てた例も見られ、「加弓努」である可能性もある。むしろ、駿河国防人歌における清濁表記の違例は清音仮名で濁音を表記した例がほとんどで、「和加美へわが妻」（四三四三）等を加味するとカテヌと施訓するのが当を得てゐると思はれる。しかし、巻十四において、濁音仮名豆を清音に使用することはなく、我も清音カを表記するに用ゐることはなかった。しかし、清音仮名は清濁に両用されることから推察すれば、濁音仮名で表記してあれば濁音節を表はしてゐると見なして、濁音に訓むのが巻十四の文字用法にかなつた施訓であらう。同一語が清音仮名で表記してある他の用例があつても、それは濁音を表記した事例と考へられる。かかる事實はツだけに認められるものでなく、カ行・サ行・タ行ハ行の清濁を有するあらゆる音節に認められるやうである。されば、一層明確にするため、繁をいとはず以下逐一考察することにする。

三

考察に先立つて、巻十四の仮名一覧表を左に掲げ、参照できるようにしたいと思ふ。□で囲んだのは一般に清濁表記の違例と見られてゐるもの。●印の下の字母は正訓文字またはこれに

万葉集巻十四字母一覧表

音節	仮名	字母
あ	安 180	阿 30 ●吾 2
い	伊 149	已 1 移 1
う	宇 51	
え	衣 1	
お	於 70	
か	可 287 加 41 香 9 園 6 園 3 ●河 4 鹿 1	
が	我 140 賀 21 河 1 圃 3 圃 2 ●河 7	
き甲	伎 116	吉 38 岐 1
ぎ甲	芸 9	園 8
き乙	奇 3	●木 3
ぎ乙	疑 6	宜 6 ●木 2
く	久 175	君 7 口 1 九 1
ぐ	具 22	求 2 囚 1
け甲	家 49	雞 2
げ甲	牙 1	下 1?
け乙	気 25	
げ乙	園 17	
こ甲	古 59 故 11 祐 1 孤 1 圃 1 ●児 36	
ご甲	胡 11	吾 1 圃 1
こ乙	許 102	己 33 巨 1 ●木 2 来 1

む	車 58 武 42 無 2 模 2
め甲	賣 5 馬 3 ● 女 2
め乙	米 24 梅 1 ● 目 5
も	母 162 毛 159 聞 3 文 2 ● 物 6
や	夜 98 也 20 ● 楊 5 屋 2
ゆ	由 69 遊 3 ● 湯 1
え	要 16 延 10 叡 1 ● 江 2
よ甲	欲 26 ● 夜 1
よ乙	与 35 余 21 餘 1 ● 代 1
ら	良 170 羅 1
り	里 69 利 43 理 8
る	流 82 留 13
れ	札 72 例 1
ろ甲	路 12
ろ乙	呂 92
わ	和 74
ゐ	為 12 ● 井 2
ゑ	恵 15
を	乎 183 遠 3 ● 緒 2

〔カ〕 カ音節では前述した「我祢」三例、カテニ・カテヌを
を除けば、先づ、

- (a) 衣可多伎可氣乎 (三五七三)
(b) 伊毛波摩可奈之 (三五六七)

- (c) 麻可奈思美 (三三五八或本歌曰、三三六六、三四六六)
(d) 於吉都麻可母能 (三三二四)
(e) 麻可祢布久 (三五六〇)

などが問題にならう。可は一覽表でも分かるやうに、二八七例
が清音仮名として用ゐられ、例外的に濁音表記に用ゐられたと
おぼしき事例は一応二例にすぎず、(a)・(e)も可の用法からは清
音表記と見なされるところである。しかしながら、連濁を考慮
して濁音ガとしてゐる注釈書もある。(a)は前掲の一例のみであ
り、エカタキかエガタキかこのままでは不明であるが、類・西・
神・温・京・矢は「我」に作り、流布本の寛永版本が「可」に
作つてゐるのであり、本文批評の立場からは当然本文を「衣我
多伎」とすべきところである。したがって、これは清濁表記の
違例から除外される。

(b)(c)の場合は仮名書の例は東国語の事例のみで、中央語の例
は、

うち日さす宮に行く子を真悲見とむれば苦しやればすべなし

(四、五三二)

大橋のつめに家あらば心悲久ひとり行く子に宿借さましを

(九、一七四三)

の如き、仮名書以外の例であり、マカナシかマガナシか決めか
ねる。別に一例、武蔵国防人歌に

まくらたし腰にとりはき麻可奈之伎せろが馬きこむ月の知ら
なく(二十、四四一三)

の例があるが、清音文字可で表記されてゐる。武蔵国防人歌で
は可字は他に十一例あるが、すべて清音表記に用ゐられ、加へ

て清濁表記が極めて正確になされてゐることから判断すれば、

この防人歌の「麻可奈之」はマカナシと清音に訓むべきものと思はれる。そして、四四一三番の武蔵国防人歌から推察するに、東国語でも未だマガナシと連濁はしなかつたと認むべく、(b)(c)の東歌の例は清濁表記の違例とすることはできない。因みに、武蔵国防人歌での清濁表記の確実な違例は「多妣(四四二〇)」「妣は他に「於妣(四四二二)」がある」に対して「多比(四四一六)」の一例だけで、例へば駿河国防人歌における清濁表記の違例と対照的に刮目してよい。他に「伊伎都久(四四二一)」「安之布(四四一九)」「伊呂夫可久(四四二四)」の如き違例とも見なされる例はあるが、イキツクは中央語によつた施訓であり、武蔵国防人歌では都は他に八例全部が清音表記に用ゐられてゐるから、イキツクである可能性が強い。アシブは中央語の「葦火(十一、二六五二)」にあたるが、アシヒかアシビか中央語でも確例がなく明確さをかき、アシブの可能性が強い。イロフカクはイロとフカクが連結性の弱いため不連濁としての施訓であるが、濁音文字夫を清音にあてた違例と見なすには、武蔵国防人歌の清濁表記はあまりに正確であり、頗る抵抗を感じる。孤例で断定はできないが、イロブカクと施訓し、違例とすべきではあるまい。

(d)もマカモ・マガモの両訓があるが、この一例だけでは決められない。接頭語マがついて連濁した確例は

上毛野麻具波思まどに朝日さしまぎらはしもな有りつつ見れば(三四〇七上野)

下毛野みかもの山の木ならのす麻具波思子ろはたがけかもた

む(三四二四下野)

のマグハシだけで、しかも東歌に限られてゐる。されば、マグモと東国語では連濁したと考へる余地もあるように思はれるが、接頭語マがついて連濁する語彙は極めて少なく、マグハシの事例からマガモを類推することは危険であらう。クハシは中央語においてもマ・ウラ・カ・ナ・ハナなどの語と複合化した場合は連濁する傾向の強かつたことが看取されるのである。因みに、ここをしも間細美かも……朝日なす目細も夕日なす浦細も

(十三、三三三四)

の傍線部も、諸注クハシ・グハシの両訓があるが、「ウラ胡本(記・下)」「ウラ胡非之美(十七・三九九三)」「ウラ呉悲(十七・三九七三)」から「裏恋をれば(十・二〇一五)」

「裏恋しけむ(十二・三三〇三)」と施訓するやうに、へもつとも、注釈はウラコヒ・ウラコホシ、大系はウラゴヒ・ウラゴヒシと訓むやうに両説がある。「宇良故非之(十七・四〇一〇池主)」の例から或いはウラコヒシ・ウラコヒと見なされるかもしれないが、前記のウラ胡非之美・ウラ呉悲は池主歌の例であり、池主はウラゴヒと連濁させた可能性が濃い。ウラコヒ・ウラゴヒと両用したとも思はれるが、宇良故非之の故は清音コでなければならぬこともなく、むしろ、ウラゴヒの例から濁音ゴの表記にあてた可能性があり、ウラゴヒシと訓むべきと考へる。「于羅虞波斯(紀・十四)」「宇良具波之(十七・三九九三)」から「浦細」と施訓し、「香具波之(十八・四一一〇二十・四五〇〇)」「香具播之(十八・四一一一)」「可具波志(二十・四三七一)」「伽遇破志(紀・十)」「波那具波斯

(紀・十三)」などを参看すれば「間細美」「目細」と施訓して、マクハシは中央語でもすでに連濁化していたと見なしてよからう。

(e)は集中この一例であるが、清音マカネとしてほぼ間違つてはゐると思ふ。

ところで、前に濁音とおぼしき可の事例は二例と述べたが、それは「於毛可多能(三五二〇)」「許氏多受久毛可(三五五三)」である。しかし、前者はオモカタと清にして何ら差支へなく後者は語義不明で、清に施訓する註釈書もあるほどで、確實な違例とは言へまい。

濁音仮名を清音表記に用ゐた事例は前項で述べた「我祢」三例であるが、これはガネと訓み違例とすべきでないこと、既述したとおりである。したがって、仮名一覧表の「我」の三例は濁音「我」に加へるべきであらう。他に、それらしき例は

- (f)可豆思賀能(三三八五)
- (g)賀美都家野(三四一一)
- (h)思保美都奈武賀(三三六六)
- (i)手兒乃欲妣左賀(三四四二)
- (j)和奴由賀乃敵波(三四七六 或本歌末句)
- (k)伊可賀流久毛能(三五一一)

である。賀は巻十四では他に二十二例が音節表記に用ゐられてゐるが、集中でも清・濁に两用されてをり、必ずしも濁音仮名とばかりは言へない。原口裕氏が指摘し、木下正俊氏が実証されたやうに、家持は清音仮名としてカ音節表記に用ゐる、池主は濁音仮名としてカ音節表記に使用してゐる事実もある。巻十四

の賀字が清・濁に两用されてゐるのも、用字癖による個人差の現はれかもしれないし、それはまた資料の相違によるのかも知れない。右の(f)と(k)の中でも、(j)は意味が明確ではないが、「古麻乃由胡能須(三五四一)」とともに、東国語では「行く」と濁音化することもあり、それを表示してゐるのかも知れない。

(k)は元・西・神・濁・矢・京の本文によつたのであるが、類は「賀可」に作り、或いは、カカと同音節が重なつたため、視覚的变化を求めて、あへて変字法によつた意図的用法であるかも知れず、確實な違例にすることはできない。ともあれ、この二例を除外したとしても賀を清音表記に用ゐたのは右記の(f)と(k)の六例中四例で、例外とするには全用例数に対して凡そ十五%の高率である。資料・筆録者の問題に帰すべき面があり、濁音仮名の清音表記例と見なされないことだけは判然としてゐる。つまり、カ音節における清濁表記は清音仮名を濁音表記に使用したのではないかといふ例はあつても、濁音仮名を清音表記に流用することはないこと、今や明白であるといへる。

- (キ甲・キ乙) キの甲・乙両音節における清濁表記の違例は、濁音仮名にはなく、清音仮名では、左記の十例の伎である。
- (1)安麻許伎久見由(三四四九)
- (m)安利伎奴乃(三四八一)
- (n)伊豆来和伎母兒(三五一九)、登抱吉和伎母賀(三四五三) 和伎毛古东(三五五六)
- (o)古馬乎都奈伎氏(三五三九)
- (p)古呂賀於曾伎能(三五〇九)
- (q)余呂伎能波麻乃(三三七二)

(r) 牟伎波武古麻能(三五三七、或本歌曰)
(s) 都流伎多知(三四八五)

右十例の伎の他は、百十五例すべて清音表記に用ゐられてゐる。右の十例は濁表記に用ゐられた違例といへる。(l)は中央語でもコグと濁音であり、許求(三四三〇2例)、己具(三五五八)許具(三三四九・三五五七)、許芸(三四〇九)から見て違例に違ひない。(m)は東国語に他に例なく不明である。中央語では「蟻衣之(十六・三七九一)」をはじめ衣の複合語の仮名書例が僅少なので、決定的なことは言へないが、「阿理岐奴能(記下)」、「安里伎奴能(十五・三七四一)」からすれば連濁はしてゐなかつたと思はれる。東国語では連濁・不連濁の確かな証拠はなく、いづれも五割の可能性があり、ただ、今日の発音から推して連濁してゐるだけで、必ずしも違例に入れることはできない。(n)は書紀の和芸毛古・倭蟻慕の例をはじめ、集中の和芸毛故の事例や語構成から考慮して、中央語ではワギモコであつたことが確実視される。東国語でも「和芸毛古(四三五七上総国防人、四四〇四上野国防人)」を参照すれば濁音とみて差支へなく、明らかに違例である。(o)は「都那遇(紀・二十六)」を加味すれば、ツナグである可能性もあり、違例かもしれない。(p)はオソギと訓む説もあるが、孤例であり清濁いづれか不明。したがって、確かな違例とはならない。(q)も地名であり、他に用例なくヨロキかヨロギか明確でない。(r)は同じ異伝歌「武芸(三五三七)」からして違例と認められる。(s)は「都流伎能多知(景行記)」、「母登都流芸(応神記)」、「草薙此云俱娑那伎能都留伎(神代紀・上)」、「撫鈕此云都慮者能多伽弥屠利辞魔屢

(神武紀)」、「都流伎多知(五・八〇四)」、「都流芸多知(二十・四四六七)」からしてツルギと認められ違例に入れるべきであらう。(ク) この音節には濁音仮名を清音表記に用ゐた例はない。清音仮名を濁音に用ゐたとおぼしき例は左の二例である。

安麻久母伊都芸(三四〇九)

安乎久毛能(三五一九)

アマクモ・アヤクモと連濁させる説もあるが、久は卷十四では百七十三例清音表記に用ゐられてをり、アマクモ・アヤクモと訓む可能性もある。「安麻久母(二十、四二九六)」、「安麻久毛(五・八〇〇、十五・三七一六、十七・三八九八)」と中央語の事例は不連濁であり、クモの複合語「之良久毛(十五・三六〇二、十七・四〇〇六)」、「之良久母(十七・四〇〇三、十八・四一二三)」、「志良久毛(五・八六六)」、「茂羅玖毛(景行紀)」、「夜句茂(神代紀上)」、「椰勾毛(崇神紀)」、「夜久毛(神代記)」を加味すれば、クモの複合語で連濁した確例がないことと相俟つて、中央語では不連濁であつたと思はれる。「土雲訓云具毛(神武紀)」は雲をクモと訓ませた例であるが「土蜘蛛(神武紀)」を考慮すれば、古事記では「土雲」と雲字で表記したため、クモと訓まれる懸念があり、あえてクモと訓むべく訓註をしたのであろう。東国語でも「思良久毛(三一五一一)」、「之良久毛(三三六〇)」、「安乎久牟(二十・四四〇三信濃国防人)」の事例によつてアマクモ・アヤクモと推定されなくもない。されば不連濁にする説もあり、この説によれば勿論違例から除外されるが、東歌に限つて、看過できない雲の複合語の連濁形「之多具毛(三五一一六)」、「爾努具母(三五

「一三」がある。ただ、シタに或語がついた複合語は森山隆氏が指摘されてゐるやうに、シタゴヒ、シタゴロモ、シタデル・シタバ・シタバへ・シタビモ・シタビ等、下語の濁音化をうながす傾向が見られ、シタグモもその例であるかも知れぬ。したがって、シタグモの例はアマグモ・アヤグモとする十分な根拠にはなり得ない。しかし、中央語においてはアマクモ、アヤクモであるが、東国語ではニノグモの例があり、アマグモ・アヤグモである可能性も残存してゐる。確実に違例と見なされるのは「乎久佐乎(三四五〇)」であらうか。同歌の「乎具佐受家乎」「乎具佐」からすれば、久にあてた違例と見るのが正鵠を得てゐると思ふ。

〔ケ甲〕 一覧表でもわかるやうに、濁音節ケ甲の頻度数が少なく、それも濁音仮名牙で表記され、問題になる事例はない。〔ケ乙〕 ケ乙は氣一字で清濁に両用してをり、その頻度数もケ乙25・ケ乙17となつてをり、集中他の場合と同じく違例とは言はれない。これは皆をソ乙・ゾ乙に、倍をへ乙・べ乙に両用したのと同じく、筆録者の文字用法の傾向といふべきであらう。

〔コ甲〕 この音節では濁音仮名を清音に用ゐたと思はれる確例はないといつてよからう。強みてあげれば「古麻乃由胡能須(三五四一)」の一例であるが、この例にしても後述するやうに確例とは見なされない。清音仮名を濁音に用ゐたと見られる例は、

安可故麻我(三五四〇)
である。一見しては、アカゴマと連濁したものが、アカコマと

不連濁であるか不明であるが、

安可胡麻我(三五三四)

安加胡麻(三五三六)

阿加胡麻(二十・四四一七武蔵)

の例からすれば、東国語ではアカゴマと連濁してゐたと見なされる。巻十四では、胡は前掲の二例を入れて十二例、すべてゴ音表記に当ててゐると言へる。もつとも「古麻乃由胡能須(三五四一)」の如き、或いは「胡」と見なされる例がないではない。行くは東国語でもユキ・ユクが普通であり、「由古作枳尔(二十・四三八五下総国防人)」を参照すると、由胡もユコと見なされ、胡は清音コを表はした確例とも見られなくはないが、巻十四において濁音仮名を清音表記に使用することは頗る珍しい事例であることを思へば、前述した「和奴由賀乃敵波(三四七六或本歌末句)」とともに、ユゴ・ユガの可能性もある。諸注にもユゴ・ユコの両訓が見られるところであり、「古麻乃由胡乃須」の一例を「胡」の確例とすることはできない。「由古作枳尔(二十・四三八五下総国防人)」にしても、下総国の表記の特色の一として、濁音表記に濁音仮名を用ゐないことがあげられるほどで、賀2・具1・妣2以外は清音仮名で流用してをり、「由古」もはたしてユコであつたか不明であり、なほさうである。しかし、武蔵国防人歌は清濁表記において極めて正確であり、その武蔵国防人歌に「阿加胡麻」とあれば、東歌二例の「アカ胡麻」とあはせて東国語においてはアカゴマであつたと見るのが、正鵠を得たものであらう。中央語でも

阿迦胡麻(五・八〇四憶良)

の例があり、アカゴマであったのではないかと思はれるが、胡は同じ憶良歌に「胡藤母へ子ども」(五・八〇二)と清音表記の例があり、必ずしもアカゴマと断定できない面がある。憶良歌では清濁表記の厳密でない点が看取されるが、「阿箇悟馬(紀・二十七)」の例を考慮すると東国語同様アカゴマであったかもしれない。よし、中央語ではアカコマ・アカゴマと両形が存在してゐたとしても、東歌の「安可故麻(三五四〇)」はアカゴマと訓まるべきものと思はれ、清音仮名「故」で濁音ゴを表記した違例といふことになる。

〔コ乙〕 この音節でも濁音仮名を清音表記に当てた例はなく、違例と思はれるのは清音仮名を濁音表記に用ゐた次例である。

可良許呂毛(三四八二)

可良己呂毛(三四八二或本歌曰)

見延奴己能許呂(三六〇六)

等思乃許能己呂(三五一一)

右の事例をカラゴロモ・コノゴロと施訓する限り、清音仮名許己を濁音ゴに用ゐた違例といふことになる。カラコロモの仮名書の例は前掲巻十四の二例と、「可良己呂武(二十・四四〇一信濃国防人)」の一例であり、決定的なことは言へないが、表記字母からすれば清音カラコロモである確率が高い。信濃国防人歌は三首と少ないから確実性に欠けるかもしれないが、清濁表記の違例と見なすべき例なく、カラコロモと連濁しなかつたと見るのが自然な解釈であらう。コノコロモ仮名書の事例は「己能許呂(十五・三七二六・三七六八)」の中央語の例ばかりで

これまた何れとも判断できない。しかも、清音仮名で表記されてをり、コロの複合語「年己呂(二・一九二)」も清音仮名であつて、中央語ではコノコロと連濁してゐなかつたと思はれる。ただ「月期呂(四・七二三)」「月其呂(八・一五六〇)」「氣乃己呂其侶(四・四八七)」を参看するとき、コノゴロの可能性も皆無とは言へなくならう。だが、コロゴロは「迦賀なべて(記・中)」「久に具に(二十・四三八一下野防人、四三九一下総防人)」「区ま愚ま(紀・十一)」「許ち碁ち(紀・十六)」「己ち碁ち(二・二二〇)」「虚ち期ち(二・二二三)」「己ち其ち(三・三一九)」「許ち期ち(九・一七四九)」「掬と馭と(紀・二)」「許と其と(五・七七七・八九二・十七・四〇〇〇)」「許と期と(五・八九四)」「佐き邪き(記・上)」などと同じく、カラとコロモ、コノとコロの連結による連濁とは同一視できず、意味機能も異にしてゐるのである。したがつて、ツキゴロが連濁してゐるからといって、コノコロもトシコロも連濁したとは言ひ得ない。仮名書例からして、中央語でもコノコロと連濁してゐなかつたと見なされ、東国語でも連濁したと考へる根拠は毫もありません。したがつて、前掲四例のカラコロモ・コノコロの許・己は濁音を表記したのではなく、仮名一覧表の違例から除外して、正用の例に加へるべきであらう。

〔サ〕 サでは清音仮名を濁音表記に用ゐたものはないが、例外的に濁音仮名を清音表記に用ゐたのではないかとおぼしき例がある。

伊夜射可里久母(三四一一)

射は卷十四では九例すべてザの表記に使用してゐる。仮名字母からすれば当然ザと訓むべきであり、イヤザカリクモと施訓してゐる注釈書もある。しかし、同じ卷十四に「ワハ佐(左)可流がへ(三五〇二、三四二〇)」の例もあり、イヤに接して複合語の性格を有する語も「伊夜等保奈我伎(三三五六)」「伊夜等保留吉奴(三三八九)」「伊夜可多麻斯尔(三四八六)」の如く連濁したとは思はれない。加之、イヤは副詞や動詞を修飾する修飾語として下位に接続をする場合、被修飾語との結合度が極めて弱く、被修飾語が濁音化する可能性は頗る少ないと考えられる。事実、中央語でもイヤサカハエ・イヤシクシクニ・イヤカタニ・イヤチヘシクニ・イヤツギツギニ・イヤテリニ・イヤトシニ(ヘ)トシノハニ・イヤトコシクニ・イヤトキジクニ・イヤトホナガニ・イヤトホニ・イヤハツハナニ・イヤハヤニ・イヤヒケニ(ヘ)ヒケニ)のやうに連濁せず、確実に連濁した事例が存在しないのと相俟つて、「イヤ射可里くも」も不連濁と見なし、イヤサカリクモと施訓してゐる注釈書もある。されば、この一例は卷十四における濁音仮名を清音表記に使用した非常に稀な清濁表記の違例といふことになるであらうか。しかし、さう断定するのは早計に過ぎるやうである。サカル(離)がイヤ以外の語に接して連濁した語として、第一に枕詞アマザカルを想起することができる。アマ射可流(十五三六〇八・三六九八、十七・三九四八・三九七三・三九七八・四〇〇〇・四〇〇八・四〇一一・四〇一九、十八・四〇八二・四一一三、十九・四一六九)・アマ射加流(十七・三九四九・三九五七・三九六二)、アマ杜迦留(五、八八〇)と十六例存在し、アマサ

カルの確例は「阿磨佐箇屢(神代紀・下)」の一例で、万葉集には見えない。したがって、万葉時代にはすでにアマザカルは固定化してゐたと見られ、「天佐我留(四・五〇九)」をアマザカルと施訓するものもあるが、やはりアマザカルと訓むべきであらう。この他、伊弊社可利(五・七九四)之奈射可流(十八・四〇七一)・之奈射加流(十七・三九六九)・之奈謝可流(十九・四二二〇・四二五〇)などもあり、「伊夜射可里」はイヤザカリを表記したものはあるまいか。即ち、東国語ではイヤザカリと連濁したのではないかも考へることができ、これをもつて濁音仮名を清音表記にあてた違例と決めてしまふことはできない。

(シ・セ・ソ甲・ソ乙) この四つの音節には清濁表記の違例はない。乙類のソ・ゾはともに曾で表記されてゐるのは一覽表で見られる通りである。乙類のゾを有する語はほとんどは所謂係助詞のゾに限られてをり、曾で清濁両音節を表記してもあまり支障はきたさなかつたものと考へられる。濁音仮名序・叙などで表記するのは筆録者等の問題に帰し、集中における係助詞ゾの使用状態については夙に述べたことがあるので割愛する。もつとも、曾は清音仮名とばかりは言へず、清濁両用仮名である。

(タ) タには清音仮名を濁音表記に用ゐた違例が、

多和多里(三四一三)

多知美多要(三五六三)

と二例存在する。前者は同音節反覆の場合の卷十四の文字用法からしても異様であるが、元・類・西・神・温・矢・京に「太」

と作るにより、後者は元暦校本にこの部分を欠くが、類・西・神・温・矢・京に「太」となつてゐるのによつて、本文を「太」に改め違例から除外すべきである。したがつて、前掲した一覽表の太の数が二例増し、圖の二例は消えるわけである。

濁音仮名を清音に用ゐたとおぼしき事例には、

於登太可思母奈(三五五五)

阿良久佐太知奴(三四四七)

がある。諸注も清濁兩訓に分かれ、いづれにも可能性があるやうに思はれるが、夕と清音に訓む確かな証拠はない。一方、三十九例の太はすべて夕音を表記してをり、この二例だけを夕と訓むのは頗る不自然である。加へて、卷十四の清濁表記の傾向からすれば、濁音表記と見なして、夕と施訓した注釈書に従ひ、例外から除外すべきであらう。

〔チ〕チでは濁音仮名を清音に、清音仮名を濁音に用ゐた確例はない。

阿知乃須牟(三五四七)

比伎余知氏(三五七四)

は或いは違例ではないかと思はれるが、「阿知」は元・類・西・神・温・矢・京「阿遅」に作つてゐるのに従ふべきで、「余知」は元がこの歌を欠いてゐるもの、類・西・神・温・矢・京に「余治」とあるのによるべきであり、清濁表記の違例に入れるべきではあるまい。

波奈治良布(三四四八)

は本文を元・類・西・神・温・矢・京によつたものであり、それで当を得てゐると思ふ。したがつて、ハナチラフと訓めば濁

音仮名を清音表記に用ゐた違例かとも思はれるが、ここは字面通りハナチラフと施訓するのがよく、違例とすべきではない。

〔ツ〕ツについては古事記年報(十三)の拙文で述べたので省略する。

〔テ〕卷十四ではテ音節表記には、ほぼ氏・天を清音に、低を濁音に用ゐてゐる。しかし、氏を濁音表記にも用ゐてゐる。

許知氏都流可毛(三三七七)

麻左氏爾毛(三三七七)

素氏毛布良武乎(三三七六)

許芸氏奈婆(三四〇一)

伊久豆君麻氏爾(三四五六)

可多爾伊氏牟可母(三四八八)

和可加敏流氏能(三四九四)

毛美都麻氏(三四九四)

伊氏安礼波伊可奈(三四九六)

已登爾氏尔思可(三四九七)

伊呂爾氏米也母(三五〇三)

穗爾氏之伎美我(三五〇六)

伊氏来和伎母兒(三五一九)

可度氏乎思都都(三五三四)

伊氏可天爾(三五三四)

の如く、十五例もの多きに達し、例外などとは言ひ難い。

物能毛比弓都母(三四四三)

も、西・神・温・矢・京によつて右の如く本文を整理すれば、氏の異体字弓をテに用ゐたことになり、十六例となる。この一

例は元・類「豆都母」に作り、西・温・矢の頭書には「豆^イ」とあり、確例とはし難いから一応保留しておく。ともあれ、十五例の多きにわたつて清音仮名を濁音表記に用ゐてゐるのは、単なる筆のすざびでは片付けられない。大半が「出づ」、「出」
 「袖」、副助詞「まで」の表記に当てられ、かりに清音仮名で表記してあつても濁音であることはかなり明白であつて、筆録者の個人的な好みや用字癖が反映してゐるのかもしれない。つまり、清音仮名を濁音表記に用ゐた確例である。この点、ほとんど清音仮名で濁音表記をかねてゐる下総国防人歌の用字法が思ひあはされる。前掲の仮名一覧表に示したやうに、氏のみならず提においても同様、清音表記四例、濁音表記五例とほぼ同じぐらゐ清濁に両用されてゐる。巻五においても「都伎提^テ（八〇七、旅人）」、「佐良受提^テ（八〇九、京人）」のやうに清音に用ゐられたり、「麻提^テ（八三九・八四四）」のやうに梅花三十二首中の筑前目四氏真上や小野氏国堅歌では濁音表記に用ゐられたりしてゐる如く、個人差によつて清濁の用ゐられ方が違ふこともある。同一歌においても、例へば、憶良歌のやうに「奴伎提^テ（八〇〇）」、「提羅周^テ（八〇〇）」、「奈利提^テ志^テ（八〇〇）」、「物知提^テ（八〇四）」、「能利提^テ（八〇四）」、「多麻提^テ（八〇四）」と清濁に両用することもある。したがつて

須宜可提爾（三三八八）

遊吉須宜可提奴（三四二二三）

伊等能伎提（三五四八）

可多提提之（三五五九）

の清音表記も

蘇提波布利氏奈（三三八九）
 夜左可能為提爾（三四一四）
 比自爾都久麻提（三四四八）
 安佐提古夫須麻（三四五四）
 四比乃故夜提能（三四九三）

の濁音表記も、例へば、賀を家持はかに、池主はがに使用したやうに、筆録者の個人差、資料の相違によるのかもしれない。
 「ト甲、ト乙」この音節には清濁表記の確実な違例と思はれるものはないが、

真木乃伊多尓乎（三四六七）

は、「伊多斗（五、八〇四、記・上）」、「伊随因（紀・十七）」からすればイタドであるかもしれない、濁音仮名を清音表記に用ゐた例ではないかと思はれる。「板戸（三五六・三五五）」をイタトと訓むのは「伊多斗、からして良いとしても、度は巻十四では確実に七例濁音表記に用ゐられ、イタドと訓むのが穩当と思はれる。他に「麻具波思麻度爾（三四〇七）」、「於毛比度路（三四一九）」があるが、二者ともにト、ドの両説があり、語義に明確さを欠き、度の確例とすることはできない。戸は上接語の如何をとはず連濁化しない語の一つであり、中央語ではイタトと清音であつたと推察されるが、東国語ではイタドと連濁してゐたのではないかと見なされる。大野透氏「万葉仮名の研究 P 539」もイタドとしてゐられる。

可久礼奴保刀爾（三三八九）

安也波刀文（三五四一）

も、ト、ドの両説があり、ドと訓む限り違例といふことになるが、濁ドと断定する決め手を欠くため、違例の確例とすること

はできない。

水都等利乃(三五二八)

安夜抱可等(三五三九)

は清音仮名を濁表記に使用した違例であらう。「水都等利」はミヅトリとする説もあり、濁音ツの下にくる音節であるから濁音化しないのが普通であって、「美豆等利(四三三七駿河国防人)」を参照すれば、或いは違例から除外すべきかもしれない。しかし

爾保利里能(三三八六)

夜麻利里乃(三四六八)

於保乎曾利里能(三五二二)

也左可利(三五二七)

波麻渚利(三五三三)

を加味すると、加へて、卷二十の駿河国防人歌の清濁表記は前にもふれた如く、必ずしも明確に書き分けられてはゐず、清音仮名を濁音表記に使用する傾向が見られ、「美豆等利」もミヅドリである可能性があり、ミヅドリと施訓すべきところかもしれない。ただし、トリが連濁した前掲の事例はすべて清音節に接したもので、濁音ツに接した場合も同一視できるかが疑問視される場所である。しかし、東国語においては「久自我波(二十・四三六八)」「平婆頭勢夜麻(常陸風土記)」「伊美豆河泊(十七・三九九三)」「伊美豆河波(十七・四〇〇六)」の如き例もあり、中央語と相違して濁音節に接しても濁音化することがあったと見なされる。したがつて、必ずしも、ミヅドリを否定することはできない。むしろ、東国語の音韻上の特色であるかもしれぬ。後者は

伎奴波安礼利(三三五〇)

己許呂波毛倍利(三三六七)

安里登伊倍利(三四二二)

和礼都壳利(三四四四)

乎良牟等須利利(三四七五)

比等波左久礼利(三五〇二)

伊祢波都可祢利(三五五〇)

乎良無登須利利(三五五四)

をあげるまでもなく、明らかに違例である。

(八) キ・テの場合と同じく清音仮名波をバ表記にあてた

例が少なくない。これは清濁の音の問題でなく、表記の問題に帰すべきものと考へられる。

1 等伎由都利奈波(三三五五)

2 比可波良利已祢(三三六四或本歌末句云)

3 古非思家波(三三七六)

4 古非波可伊毛爾(三三七六或本歌曰)

5 阿我之多波倍思(三三八一)

6 比気波多延須礼(三三九七)

7 比可波奴礼都追(三四一六)

8 於非波於布流我爾(三四五二)

9 伊祢都気波(三四五九)

10 佐祢奈敵波(三四六六)

11 和奴由賀乃敵波(三四七六或本末句曰)

12 比流等家波(三四八三)

13 麻之波尔毛(三四八八・三五七三)

14 安波奈敵波(三五二四)

15 世久登之里世波(三五四五)

16 世久得四里世波(三五四五)

17 奈乎波思努波车(三五七〇)

18 波奈多知波奈乎(三五七四)

の違例と目すべき事例を一見しても、(5)(13)(17)(18)以外は活用語の未然形・已然形について条件法を表はす接続助詞バの表記であり、中央語は勿論、東国語における濁音仮名表記の多数の例からして濁音であること明白である。(5)は同じ東歌に「阿我志多婆倍乎(三三七二)」と濁表記の例があり、(13)も「志婆(五・八八六)」「志婆草(六・一〇四八)」や「之婆夜麻(十四・三三五五)」からすれば濁音表記にあてられたものであり、コシバを「古之波(四三五〇上総防人)」と表記したのと揆を一にするものであらう。(17)は格助詞ヲに係助詞ハがついて出来たもので、すでに中央語でもヲバと濁音化しており、濁表記であることに疑念はない。(18)も中央語の「タチ婆ナ」の例は勿論、同じ東歌の「タチ婆ナ(三四九六)」を考慮すると濁表記と見なして差支へあるまい。したがって、(2)は温が婆に、(6)は類が婆に、(15)は神が(16)は元・類・神が、(17)は類が婆に作るが如き本文に異同はあるが、必ずしも婆とある本文に従はねばならぬといふこともない。(16)だけが(15)との関係において、変字として(15)の波に對して婆を用ゐた可能性が濃く、有力な古写本にあることと相俟つて、強ゐて本文を改めるとすれば(16)ぐらゐであらう。されば、

伎礼婆伴要須礼(三四九一)

の婆も清濁表記上は適切ではあるが、森山隆氏も言はれるやう

に^⑧、元・類・西・神・温・矢・京に「波」と作るのによつて、流布本の婆は波に改変し、清濁表記の違例に加へるべきであらう。

濁音仮名婆を清音表記に當てた例は

(あ) 氣尔餘婆受吉奴(三三五六)

(い) 蘇提婆布利弓奈(三三八九)

(う) 伊比之兒呂婆母(三五一一)

(え) 伊毛婆麻可奈之(三五六七)

(お) 奈吉思兒良婆母(三五六九)

の五例であらうか。婆の五十四例に對する婆の五例は、波の二百四十七例に對する波の二十例に比し、比率において大凡同じで、少ないとは言へまい。しかし、(あ)は類・神に、(い)は類に、(う)は元に「波」とあり、注釈のやうに「波」とある写本によつて本文を整定すれば違例から除外される。或いは、大系のやうにバと施訓すれば違例ではなくなる。特に(お)は婆のままで、大系、塙書房万葉集の如くバと訓むべきかとも考へられる。残る(え)だけが卷十四における文字用法の例外的一例といふことになるが、「前後にモ、マという鼻音音節があるので、それに引かれて清音ハが濁音化されていたのであらう」といふ大系やこれに従ふ注釈のやうにバと施訓すれば、これ亦違例ではなくなる。したがって、濁音仮名を清音表記に用ゐた確例ではなくなる。(七甲・ヒ乙) この音節には違例とすべき確例はないが、

従來の訓には

奈都素妣久(三三四八)

奈都蘇妣久(三三八一)

宇知氏左乎妣久(三五三六)

己許呂妣吉(三三三六)

の妣をヒと清にしたものもある。妣は確かに濁音仮名を清表記に使用した違例となるが、妣でなければならぬ証拠は何もなく前掲の一覽表の妣の数に四例加へるべきである。

(フ) フにおける唯一の清濁表記違例は

斯抱布祢乃(三四五〇)

である。注釈書によつてはシホフネと連濁させずに施訓してゐるものもあるが、同じ東歌の「思保夫祢能(三五五六)」「於保夫祢乎(三五五九)」を参照すれば、濁表記と見なされる。

(ヘ甲・ヘ乙) 一覽表で明らかにならうに、この音節は甲・乙ともに清・濁の専用仮名を用ゐず、敵(甲)・倍(乙)で清濁をかねてゐる。甲類への頻度は「那良敵豆美札婆(三四五〇)」

の一例にすぎないが、同歌には
乎久佐乎等 乎具佐受家乎等 斯抱布祢乃 那良敵豆美札婆

乎具佐可知馬利(三四五〇)

の如く、他にも久・布と清音仮名を濁音表記に当ててゐる。しかも、那良敵は乙類相当の所であり、これを甲類の仮名で表記するのは、ヘ・ベに限らずエ列乙類を甲類の仮名で表記するといふ巻十四の文字用法の傾向であるが、これは東国訛音を表はしてゐるといふより、筆録者の文字用法の表はれとも考へられ文字用法の問題に帰すべき可能性が存在する。そして、斯抱・馬などの特殊字母の共存とともに、原資料における筆録者の文字用法の遺影をとどめてゐると見なされる。ともあれ、かかる問題は巻の成立に關係し、別稿「巻十四論」に譲り割愛する。乙類へは二十六例、べは八例すべて倍で表記してゐる。

伎倍乃波也之尔(三三五三)

伎倍比等乃(三三五四)

伎美我久由倍伎(三三六五)

刀奈布倍美許曾(三四六八)

字倍兒奈波(三四七六)

由豆加奈倍麻伎(三四八六)

阿倍乃田能毛爾(三五二二)

安受倍可良(三五四一)

は濁音倍と思はれる例であるが、中には清音に訓むべき例があるかもしれない。倍は清濁両用仮名であり、伎・豆・曾・波などと同じく、筆録者の文字用法の問題になるだらう。

(ホ) ホには保・抱の仮名が用ゐられてゐるが、濁音節が表はれないので問題はない。ただ、古典大系のやうに

於保保思久(三五七一)

をオボボシクと施訓すれば、清音仮名を濁音表記に用ゐた違例になるが、「大欲寸(十六・三七九四)」などの借訓仮名表記における清濁書きわけから「万葉三十六号所載の西宮一民氏の御論考及び拙文参照」、認め難いのであるまいか。

四

以上、清濁を有する全音節にわたつて考察してきたが、ここで、右の考察から導き出される結論めいたものをまとめてみることにする。

第一に、巻十四における清濁表記はかなり正確になされてゐると言へよう。違例とすべき事例の大部は、中央語の場合と同

様、曾₁をはじめ賀₁・伎₁・氣₁・氏₁・提₁・波₁・倍₁を清濁に両用してゐる場合である。これは上記の文字が清濁に両用される字母であり、表記された語が清濁いづれか明らかなのが多く、清濁を間違ふ可能性がないと見なされる場合であつて、違例といふべきものではない。他に、久₁・故₁・等₁・布₁・敵₁等に一、二例の違例があるが、これらは或歌に偏在したり、特殊字母と共存したりして、原資料の筆録者の文字用法が遺影として名残をとどめてゐるのではないかとみなされる。加へて、重要なことは清濁表記の違例はすべて清音仮名を濁音表記にあてたものであり、濁音仮名を清音表記に用ゐた確例がないことである。したがつて、濁音仮名で表記したものは濁音を表示しようといふ意図のもとになされた文字用法であることが、ほぼ確実視されるのであり、東歌における清濁もこの点を留意して施訓すべきである。

第二に、東国語においては中央語に比して一般的に濁音形が多いことが看取される。濁音仮名を清音表記に用ゐないことと相俟つて濁音仮名で表記してあれば、かりに清音仮名表記の同一語の例が別に存在しても、二重形的に清濁両形の存在を認めるよりも、濁音形とするのがより可能性が強いと考へられる。

したがつて、「イタ度」「イヤ射カリ」「ユ賀(行)」「ユ胡(行)」「オト太カシ」「アラクサ太チヌ」「ハナ治ラフ」「イモ婆マカナシ」等は「我ネ」とともに濁音である蓋然性が高い。

第三に、右の点からして、中央語と東国語に清濁の差異が生じてくる場合がある。それは東国語と中央語における清濁の違ひでありカツシカ・テコに対してカツシカ・テゴであることは

勿論、中央語のカネ・カテニ・アカコマ・イタト・アマクモ・アラクモ・イヤサカリ・ミヅトリ・イモハ等に対して東国はガネ・ガテニ・アカゴマ・イタド・アマクモ・アラクモ・イヤサカリ、ミヅトリ・イモバであつたと考へられる。そして、東国語では「行」がユグと濁音化することもあつたと見なされる。

加之、ミヅドリ・イデガテ・スギガテを認めるとすれば濁音節に接して連濁した事例となり、中央語では皆無に近いくらゐる見られない現象である。この点異様と思はれるかもしれないが、

「水都等利乃(三五二八)」のところでふれたやうに、連濁面においても、中央語と東国語の差異があらはれたものと見なされる。国名が明らかなのは「須宜可提尔(三三八八常陸)」

「遊吉須宜可提奴(三四二三上野)」であるが、「ク自我ハ(二十・四三六八常陸国防人歌)」の傍証例があり、かなりの可能性が認められる。常陸風土記の歌謡の清濁表記はあまり正確とは言はれないが、賀以外は清音仮名を濁音表記に流用するのがほとんどである。

許智多鴉波_ハ 乎姿頭勢夜麻能_ハ 伊波帰尔母_ハ 為三許母郎奈牟_ハ
奈古非叙和支母_ハ

右の歌謡は傍訓の如く施訓すれば、波・支をバ・ギに用ゐた違例となるが、これは同風土記の他の歌にも見られるから疑念はないとしても、この歌にかぎつて「姿」「頭」「叙」と濁音仮名を清音表記に用ゐたことになり、異様である。漢文の駆使か

らしても相当の教養を有すると見なされる常陸風土記の筆録者を考へた場合、単なる清濁の違例では片付けられない。字音に対する素養も仮名字母や使用文字からして並々ならぬもの

が感じられ、特殊仮名遣の表記とともに、中央語と相違する濁音を表示するためあへて濁音仮名で表記したと見るのが当を得た見方と思はれてくる。前記の「ク自我ハ」の例とともに、この地方の俚言の特色を示したものと、ヲバツセ、ナコヒゾと訓んで差支へないのではあるまいか。しかし、少なくとも上野・下野・常陸などの山道地方は濁音化の傾向が強かつたのではないかと推定され、濁音に接して連濁することもあるといふ考へを傍証してゐはしないだらうか。更に、カド出・コギ出の如き濁音節に連接して連濁した事例もあり、濁音節に連接する場合極めて連濁しにくいといふ原則をどこまで適用するか、そして東国俚言にまで及ぼし得るかは問題であらう。ただし、カド出・コギ出は普通カドイデ・コギイデのイが二重母音忌避のため脱落したものだと思はれてゐるので、通説によればカドデ・コギデは連濁の用例とはされなくなる。しかし、通説が否定されることはすでに拙稿「今はこぎ出なへ主藻二号」で述べたところであり、私見によれば、出はイデよりもデが古形であり、その原形は「立出此云陀豆（顕宗紀）」に化石的にその遺影をとどめてゐるやうに、テ・テ・ツ・ツル・ツレ・テと活用する清音の下二段活用動詞であつたと思はれる。参考までに温泉がでるため「湯出（熊本県水俣市）」と言われる地名をあげておく。

右の諸点を総合看案するとき、東国語には語彙にも二語連接の場合にも濁音化が多く見られ、連濁においても中央語とかなり異つた現象があつて、そこに東国語における音韻的背景の一面がかいま見られるやうである。

〔注〕

- ① 「上代におけるカ行音の清濁表記について（語文研究十一号）」参照
- ② 「二つの『賀』から（万葉四十六号）」参照
- ③ 「上代国語音韻の研究、第七章・第一節上代における連濁現象の実態（P 158）」参照
- ④ 森山隆氏「万葉集卷二十防人歌の清濁表記（文学論集十号）」参照
- ⑤ 注③の著（P 171、172）参照
- ⑥ 拙稿「万葉集における対句の場合の訓について（語文研究八号）」参照
- ⑦ 森山隆氏「連濁―上代語における―（語文研究十四号）」参照
- ⑧ 「変字法と清濁表記との交渉・注21（語文研究十六号）」参照

〔附記〕 拙文を草するにあつて、倉野憲司先生より色々と御垂教いただいた。記して、深謝する次第である。